

公立大学法人三重県立看護大学理事長選考会議規程

平成21年4月1日

規 程 第 4 号

[沿革] 平成24年9月12日一部改正

平成26年9月10日一部改正

平成29年3月15日一部改正

令和2年3月18日規程第4号一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事
- (2) 理事長の任期に関する事
- (3) 理事長の解任に関する事
- (4) その他選考会議の運営に関し必要な事項

(委員の任期)

第3条 選考会議の委員（以下「選考会議委員」という。）の任期は、2年とし、再任されることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、選考会議委員が定款第17条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）の委員若しくは定款第20条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の委員でなくなったとき（理事を兼ねることとなった場合を含む。）又は選考会議委員が理事長候補者として推薦されたとき若しくは理事長候補者の推薦者となったときは、選考会議委員の資格を失う。
- 3 前項の規定により選考会議委員に欠員が生じたとき又は事故により選考会議委員が欠員となったときは、欠員となった選考会議委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会において、補欠の選考会議委員を速やかに選出するものとする。
- 4 補欠の選考会議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長の職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した選考会議委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 選考会議は、第2条に規定する事項について審議する必要がある場合に、議長が招集す

る。

- 2 議長は、選考会議委員（議長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

（議事）

第6条 選考会議は、選考会議委員の過半数が出席しなければ、成立しない。

- 2 選考会議の議事は、出席した選考会議委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定に関わらず、公立大学法人三重県立看護大学理事長の選考及び解任手続等に関する規程（平成21年規程第40号）第9条に規定する理事長の解任の申出及び第10条に規定する解任請求等の審議については、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。
- 4 議長は、特に必要と認める場合は、選考会議委員以外の者を選考会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。ただし、当該出席者は、議決に加わる権利は有しない。

（議事録）

第7条 選考会議に議事録を備え、議事事項を記録しなければならない。

（庶務）

第8条 選考会議の事務は、事務局総務課において行う。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。